

岐阜県環境審議会の委員を公募しています

岐阜県では、環境の保全に関して基本的な事項を調査審議するため、「岐阜県環境審議会」を設置し、有識者をはじめとする委員の方々からご意見をいただいています。

本審議会では、環境問題に関して県民の皆さまから幅広いご意見をいただくため、一般公募による委員を選任していますが、このたび、委員の改選に伴って新たな委員を公募することとなりました。

本審議会の委員としてご活躍いただける方のご応募をお待ちしています。



1 募集人数 若干名

2 応募資格

- ・令和6年4月1日現在満18歳以上で、県内に居住又は通勤通学する方
- ・高校生、国又は地方公共団体の議員、常勤の公務員は除きます。

3 任期 2年間（令和6年8月1日～令和8年7月31日）

4 委員の仕事

- ・年数回開催される審議会にご出席いただき、意見を述べていただきます。
- ・審議会は平日に岐阜市（県庁付近）において、2時間程度、開催予定です。
- ・出席者には県の規定に基づき報酬と交通費を支給します。

5 ご審議いただく事項

環境に関する各種計画の策定について

（例）環境基本計画、廃棄物処理計画 など

6 応募の方法

- ・応募書（所定の様式）に必要事項を記入いただき、裏面のテーマに関するレポート（自由書式で800字以内）を添えて提出してください。
- ・提出方法は、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれの方法でも可能。
- ・応募書等を受理しましたら、その旨ご連絡します。提出してから1週間以内に連絡がない場合は、お問合せください。
- ・ご提出いただいた応募書等は返却いたしません。

レポートテーマ：

『清流の国ぎふ』の環境を守るため、今私たちができること

7 応募書の入手先

- ・ 環境生活政策課（県庁9階）及び各県事務所環境課
- ・ 県ホームページ トップ>くらし・防災・環境>環境>環境全般
(URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/367676.html>)

8 応募期間 令和6年5月28日（火）～令和6年6月14日（金）

※郵送の場合は当日消印有効

9 選考方法等

- ・ 提出していただいたレポート等を審査し、委員を決定します。
※面接は行いません
- ・ 選考結果は7月中旬までに本人宛に通知するとともに、被選任者の氏名を県ホームページで公表します。

10 応募先及び問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 環境生活政策課 政策企画係
〒500-8570 （住所記入不要）

TEL：058-272-8202（直通） FAX：058-278-2605

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp （半角小文字）